

電子見積合わせに関する注意事項及び契約特定条件

委託業務の名称 8 治山権利者調査業務委託

履 行 場 所 飯能市大字南地内

1 見積手続き等の方法

(1) この業務は、資料の提出、届出及び見積合わせを埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う対象業務です。

その他、電子入札に係る運用については、この注意事項に定める以外は「埼玉県公共工事等電子入札運用基準」によります。

見積合わせ希望者は、埼玉県財務規則及び埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、埼玉県委託契約約款、仕様書、特記仕様書、場所等を熟知の上、見積をして下さい。

(2) 見積合わせ希望者の下記事項の変更※により、利用者登録している電子証明書の内容と異なる場合は、その電子証明書を使用しないでください。電子証明書の変更（再取得）が間に合わない場合は、「電子入札における紙入札の具体的方法」により、紙入札の手続きを行ってください。

※○所属の会社本店住所

○所属の会社名

○「埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿」の代表者又は代理人（契約者）の氏名（改姓及び改名を含む）

「電子入札における紙入札の具体的方法」のホームページアドレス

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>

2 見積合わせ執行に関する事項

(1) 設計金額 1, 8 1 0, 0 0 0 円（税抜き）

(2) 最低制限価格の設定 無

(3) 設計図書を示す方法 システムに添付

(4) 現場説明の日時及び場所 無

(5) 質問に対する回答

ア 質問の受付

質問がある場合は、システムにより提出してください。（提出期間についてはシステムに掲示します）

なお、質問書の題名、説明内容に特定の企業名や個人名を記入した者の入札は無効とします。

質問書は、発注者から提供した様式を使用して作成してください。

イ 質問に対する回答

原則、入札期間開始日の前日までにシステムに掲示します。

入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、システムに掲示する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加してください。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用します。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札者へお知らせを掲示することがあります。

(6) 注意事項

落札者の決定に当たっては、システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額をシステムに入力してください。

3 契約の特定条件

- (1) 履行期間 契約確定の日から令和9年2月10日まで
- (2) 契約保証金 契約金額の1/10以上。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項各号の規定により、契約保証金を免除できる場合には免除。
- (3) 前金払 する（その額は契約金額の30%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）

4 その他

- (1) 見積を希望しない場合は、参加しないことができます。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者は見積合わせに参加できません。
- (3) 過去1年間に賄賂などの不正行為により、逮捕等され又は本県内で工事事務等を起こし、かつ県に通報していない場合は、開札日の2日前までに申し出てください。
- (4) 民事再生法及び会社更生法の規定に基づく手続き開始の申立てを行っている者はその旨を発注課所に届け出てください。
- (5) 電子入札の開札日時から、落札者が通知されるまで、通知が確認できる状態で待機するようお願いします。
- (6) 落札者とすべき同額の見積をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定します。
- (7) 再度見積は3回までとします。原則として、当日実施予定としていますが、詳細は別途通知します。
- (8) 本件は見積に参加する者の数が1者であるときは見積合わせを執行しません。ただし、再度見積のときに見積参加者の数が1者になった場合はこの限りではありません。

(9) 本委託業務は「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」により、常駐を要しない期間（現場作業を行わない期間）において常駐規定を緩和します。